

**高校生等に対する
修学支援制度ガイドブック**

令和4年4月

兵庫県教育委員会事務局 財務課

◇ 目 次 ◇

ページ

○ 兵庫県の各部局が所管する事業一覧.....	1
○ 兵庫県の各部局が所管する事業.....	6
○ 兵庫県の内の各市町が所管する事業一覧.....	24
○ 兵庫県の内の各市町が所管する事業.....	30

高校生等奨学給付金 (奨学のための給付金)【公立分】	支給	次の要件全てを満たす世帯の保護者等 (1) 高等学校等就学支援金制度又は高等学校等専修科修学支援金制度の対象である国公立高校等(特別支援学校を除く)の生徒の保護者等であること。 (2) 保護者等全員の市町民税所得割額と県民税所得割額の合算が0円又は生活保護(生業扶助)受給世帯であること。 (3) 家計急変による経済的理由から今年の年間収入見込額が、「保護者等全員の市町民税所得割額と県民税所得割額の合算が0円」に相当すると認められる世帯であること。 (4) 保護者等が兵庫県内に住所を有していること。 ただし、以下の場合は対象外とする。 ・平成26年3月以前から引き続き高等学校等に在籍している場合 ・当年度7月1日現在、支援金の受給資格が無い場合 ・当年度7月1日現在、休学している場合 ・当年度7月2日以降に入学(編・転入学を含む。)した場合 ・保護者が福祉施設等の施設長や養育里親等であって、見学旅行費又は特別育成費が措置されている場合 ・保護者の一方が海外に在住し、兵庫県内に住所がない場合	9
高等学校等学び直し支援金(授業料充当金)【公立分】	支給(授業料との相殺又は還付)	次の要件を全て満たす者 (1) 兵庫県内の高等学校・中等教育学校後期課程・高等専門学校(1~3年)に在籍していること (2) 日本国内に住所を有すること (3) 高等学校等を卒業又は修了したことがないこと (4) 在学した期間が通算して36月(定時制・通信制は48月)を超えていること (5) 平成26年4月1日以降に入学した者で、在籍期間の要件を満たしており、高等学校等就学支援金の申請をすることができた者(所得要件による不認定や未申請は問わない) (6) 高等学校等を退学したことがある者 (7) 学び直し支援金の支給を通算して12月(定時制・通信制は24月)以上受けていない者 (8) 保護者全員の市町民税の所得割額の課税標準額×6%-調整控除の額が304,200円未満(年収目安:910万円未満程度)であること ※兵庫県外の高等学校については、高等学校(本校)が所在する都道府県が実施	10

<p>高等学校等学び直し 支援金 【私立分】</p>	<p>支給(授業料との相殺又は還付)</p>	<p>次の要件を全て満たす者 (1)兵庫県内の私立高等学校(※)に在籍していること (2)日本国内に住所を有すること (3)高等学校等を卒業又は修了したことがないこと (4)在学した期間が通算して36月(定時制・通信制は48月)を超えていること (5)平成26年4月1日以降に入学した者で、在籍期間の要件を満たしており、高等学校等就学支援金の申請をすることができた者(所得要件による不認定や未申請は問わない) (6)高等学校等を退学したことがある者 (7)学び直し支援金の支給を通算して12月(定時制・通信制は24月)以上受けていない者 (8)保護者全員の収入が下記の基準を満たすこと 市町村民税の課税標準額×6%-市町村民税の調整控除の額が304,200円未満(年収目安:910万円未満程度)であること</p>	<p>16</p>
------------------------------------	------------------------	---	-----------

兵庫県の一部局が所管する事業

事業名	高等学校等就学支援金【公立分】	
事業主体	文部科学省	
事業概要・目的	全ての意志ある高校生が安心して勉学に打ち込める社会をつくるため、生徒に授業料に充てる高等学校等就学支援金を支給し、家庭の教育費負担を軽減する制度	
貸与・支給の別	支給(授業料との相殺又は還付)	
対象者	次の要件を全て満たす者 (1)高等学校・中等教育学校後期課程・高等専門学校(1～3年)に在籍していること (2)日本国内に住所を有すること (3)高等学校等を卒業又は修了したことがないこと (4)在学した期間が通算して36月(定時制・通信制は48月)未満であること (5)保護者全員の市町民税の所得割額の課税標準額×6%-調整控除の額を合算した額が304,200円未満(年収目安:910万円未満程度)であること	
採用要件	学力要件等	なし
	経済要件	保護者全員の市町民税の課税標準額×6%-調整控除の額を合算した額が304,200円未満(年収目安:910万円未満程度)であること
	保証人	不要
併給禁止等	なし	
支給額	【県立学校の場合】 ○全日制課程：9,900円/月 ○定時制課程：2,700円/月 ○通信制課程：310円/月 ※市立高等学校の全日制・定時制課程においては、上記の金額と市立高等学校の授業料月額の低い方の額を支給 ※市立高等専門学校については、世帯の収入状況に応じ、加算額を支給(高等専門学校の授業料月額が上限)	
貸付利息	—	
支給時期	学校設置者が生徒・保護者等に代わって受領し、授業料の支払に充てるため、生徒・保護者には直接支払われない。	
申請時期	入学年度4月及び毎年度6～7月 上記期日に申請しなかった場合や、保護者に変更があった場合は随時申請(届出)可(提出した月又は翌月分から支給)	
申請書類	【申請時(入学年度4月、所得制限に該当した場合はその翌7月)】 ・申請書 ・所得に関する証明書(所得課税証明書、納税通知書など)又はマイナンバーがわかる書類 【継続手続き等(毎年7月頃)】 ・収入状況届出書 ・所得に関する証明書(所得課税証明書、納税通知書など)又はマイナンバーがわかる書類	
返還期間	返還不要	
大学等進学時の返還猶予	返還不要	
申込先	在籍する学校	
問い合わせ先	在籍する学校 又は 兵庫県教育委員会事務局財務課(TEL 078-341-7711) 内線5634	
事業担当課	兵庫県教育委員会事務局 財務課	

事業名	高等学校等授業料減免制度【県立】																																							
事業主体	兵庫県教育委員会																																							
事業概要・目的	経済的理由等により授業料の納付が困難な世帯に対して、納付の免除又は減額を実施することで経済的負担を軽減する制度																																							
貸与・支給の別	納付義務の免除又は減額																																							
対象者	<p>次のいずれかに該当する場合</p> <p>(1) 児童福祉法に規定する児童福祉施設に入所している者</p> <p>(2) 市町村民税の所得割の納税義務がある保護者等を含まない世帯に属している者</p> <p>(3) 留学することを許可された者</p> <p>(4) 定時制又は通信制課程に在籍する勤労生徒で、学費の負担が困難な者</p> <p>(5) (1)から(4)に掲げる者のほか、経済的事情により、学費の負担が著しく困難となった者又はその子弟</p> <p>(6) 就学支援金制度で定める支給限度月数を超過して在学する者であって、就学支援金制度で定める支給資格要件のうち支給限度月数を除いた要件を全て満たす者</p> <p>(7) 通信制の課程に在籍し、就学支援金制度で定める支給資格要件のうち支給限度単位数を除いた要件を全て満たす者で、履修申込み時において、履修単位数が74単位未満で履修申込単位数が74単位を超過して履修申込みを行う者</p> <p>(8) 前各号に掲げる者のほか、その他特別な理由により、教育長が特に必要と認める者</p>																																							
採用要件	学力要件等	なし																																						
	経済要件	<p>対象者欄(2)については、保護者等(原則父母)の市町村民税所得割額の合計が0円であること</p> <p>対象者欄(4)の勤労生徒とは、原則として、経常的な収入を得る職業についており、年間収入が100万円を超える者であること</p> <p>対象者欄(5)については、年収目安が4人世帯で450万円未満程度であること</p> <p>対象者欄(7)(8)については、高等学校等就学支援金と同様の所得基準を満たしていること</p> <p>対象者欄(6)の対象については、学校へ問い合わせること</p>																																						
	保証人	不要																																						
併給禁止等	なし(ただし、高等学校等就学支援金の認定を受けている場合は対象外)																																							
支給額	免除又は一部減額された場合の授業料額は次のとおり																																							
	<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">校種</th> <th rowspan="2">通常の金額</th> <th colspan="3">免除の場合</th> <th colspan="3">減額の場合</th> </tr> <tr> <th>金額</th> <th>該当区分 【対象者欄】</th> <th>備考</th> <th>金額</th> <th>該当区分 【対象者欄】</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>全日制</td> <td>月額9,900円</td> <td rowspan="2">0円</td> <td>(1)~(3) (5)~(7)(8)</td> <td>(5)は年収目安が450万円程度</td> <td>4,950円</td> <td>(5)(8)</td> <td>(5)は年収目安が560万円程度</td> </tr> <tr> <td>定時制</td> <td>月額2,700円</td> <td>(1)~(7)(8)</td> <td>(6)(7)は年収目安が910万円程度</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>通信制</td> <td>1単位310円</td> <td></td> <td>(1)~(8)</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	校種	通常の金額	免除の場合			減額の場合			金額	該当区分 【対象者欄】	備考	金額	該当区分 【対象者欄】	備考	全日制	月額9,900円	0円	(1)~(3) (5)~(7)(8)	(5)は年収目安が450万円程度	4,950円	(5)(8)	(5)は年収目安が560万円程度	定時制	月額2,700円	(1)~(7)(8)	(6)(7)は年収目安が910万円程度	-	-	-	通信制	1単位310円		(1)~(8)						
校種	通常の金額			免除の場合			減額の場合																																	
		金額	該当区分 【対象者欄】	備考	金額	該当区分 【対象者欄】	備考																																	
全日制	月額9,900円	0円	(1)~(3) (5)~(7)(8)	(5)は年収目安が450万円程度	4,950円	(5)(8)	(5)は年収目安が560万円程度																																	
定時制	月額2,700円		(1)~(7)(8)	(6)(7)は年収目安が910万円程度	-	-	-																																	
通信制	1単位310円		(1)~(8)																																					
貸付利息	-																																							
支給時期	授業料の納付を免除又は減額する制度であり、現金支給はされない																																							
申請時期	在学中随時申請可(認定された場合は申請月の翌月分から支給) ※1度認定されても、毎年7月頃に再度手続きが必要																																							
申請書類	<p>【申請時】</p> <ul style="list-style-type: none"> 申請書 所得課税証明書 住民票記載事項証明書 その他、申請理由等を確認する書類 																																							
返還期間	-																																							
大学等進学時の返還猶予	-																																							
申込先	在籍する県立学校																																							
問い合わせ先	在籍する県立学校 又は 兵庫県教育委員会事務局財務課(TEL 078-341-7711) 内線5634																																							
事業担当課	兵庫県教育委員会事務局 財務課																																							

事業名		高等学校等学び直し支援金【公立分】
事業主体		兵庫県教育委員会
事業概要・目的		高等学校等を中途退学した後再び高等学校等で学び直す者に対して、高等学校等就学支援金の支給期間である36月(定時制・通信制課程は48月)の経過後も卒業までの間継続して就学支援金に相当する額を支給し、高等学校等における教育に係る経済的負担の軽減を図り、もって教育の機会均等に寄与することを目的とする。
貸与・支給の別		支給(授業料との相殺又は還付)
対象者		次の要件を全て満たす者 (1)兵庫県内の高等学校・中等教育学校後期課程・高等専門学校(1～3年)に在籍していること (2)高等学校等を卒業又は修了したことがないこと (3)在学した期間が通算して36月(定時制・通信制は48月)を超えていること (4)平成26年4月1日以降に入学した者で、在籍期間の要件を満たしており、高等学校等就学支援金の申請をすることができた者(所得要件による不認定や未申請は問わない) (5)高等学校等を退学したことがある者 (6)学び直し支援金の支給を通算して12月(定時制・通信制は24月)以上受けていない者 (7)保護者全員の市町民税の所得割額の課税標準額×6%-調整控除の額を合算した額が304,200円未満(年収目安:910万円未満程度)であること
採用要件	学力要件等	なし
	経済要件	保護者全員の市町民税の所得割額の課税標準額×6%-調整控除の額を合算した額が304,200円未満(年収目安:910万円未満程度)であること
	保証人	不要
併給禁止等		なし
支給額		採用要件に記載のとおり ※高等学校等の授業料月額が上限
貸付利息		—
支給時期		学校設置者が生徒・保護者等に代わって受領し、授業料の支払に充てるため、生徒・保護者には直接支払われない。
申請時期		入学年度4月及び毎年度6～7月 上記期日に申請しなかった場合や、保護者に変更があった場合は随時申請(届出)可(提出した月又は翌月分から支給)
申請書類		【申請時】 ・申請書 ・所得に関する証明書(所得課税証明書、納税通知書など) 【継続手続き時(毎年7月頃)】 ・収入状況届出書 ・所得に関する証明書(所得課税証明書、納税通知書など)
返還期間		返還不要
大学等進学時の返還猶予		返還不要
申込先		在籍する学校
問い合わせ先		在籍する学校 又は 兵庫県教育委員会事務局財務課(TEL 078-341-7711) 内線5634
事業担当課		兵庫県教育委員会事務局 財務課

事業名	私立高等学校等生徒授業料軽減補助		
事業主体	兵庫県		
事業概要・目的	私立高等学校、私立中等教育学校の後期課程及び専修学校・各種学校の高等課程に在籍する生徒の保護者の経済的負担を軽減し、就学の機会を確保するための制度		
貸与・支給の別	支給(授業料との相殺又は還付)		
対象者	兵庫県及び近隣府県(大阪府・京都府・岡山県・鳥取県・奈良県・滋賀県・和歌山県・徳島県)に設置されている私立高等学校・中等教育学校の後期課程(いずれも通信課程を除く。)及び県内の専修学校・各種学校の高等課程に就学する生徒の保護者で、10月1日現在、次の両方に該当する場合 ①保護者(学校教育法第16条に定める子に対して親権を行うもの)が兵庫県在住であること。(生徒の居住地は、寮・下宿等により兵庫県外であっても差し支えありません。) ②保護者全員の収入が下記の基準を満たすこと 市町村民税の課税標準額×6%-市町村民税の調整控除の額が304,200円未満(年収目安:910万円未満程度)であること		
採用要件	学力要件等	進級又は卒業の見込みのある生徒の保護者	
	経済要件	対象者欄に記載のとおり。	
	保証人	-	
併給禁止等	-		
軽減される額	保護者の年収目安 (保護者全員の合算)	軽減額(年額) ※下段は国就学支援金と合算した金額	
		兵庫県内の 私立高等学校	兵庫県内専修学校・各種学校の 高等課程
	年収590万円未満程度	12,000円 (408,000円)	6,000円 (402,000円)
	年収730万円未満程度	100,000円 (218,800円)	50,000円 (168,800円)
	年収910万円未満程度	50,000円 (168,800円)	25,000円 (143,800円)
※年収は目安です。具体的な要件は県教育課ホームページをご確認ください。 「私立高等学校等授業料軽減補助制度」(https://web.pref.hyogo.lg.jp/kk35/pa15_000000008.html) ※県外高校は県内高校の1/4の単価 ※ただし、相互実施の場合(京都府内高校)は県内校の1/2の単価			
貸付利息	-		
支給時期	授業料軽減の対象者として決定された場合は、軽減額等が学校から通知されます。 (県から学校への補助金の振り込みは、12月～翌年1月頃)		
申請時期	在籍する学校が定める日		
申請書類	授業料軽減申請書、その他学校が指定する書類		
返還期間	-		
大学等進学時の返還猶予	-		
申込先	在籍する学校		
問い合わせ先	在籍する高等学校等又は 兵庫県総務部教育課 (TEL 078-341-7711 内線2697[高等学校]、内線2699[専修学校、各種学校])		
事業担当課	兵庫県総務部教育課		

事業名		私立高等学校等入学資金貸付	
事業主体		公益社団法人兵庫県私学振興協会・兵庫県専修学校各種学校連合会	
事業概要・目的		兵庫県民のうち私立高等学校・専修学校(高等課程)に進学する者の学資負担者であつて、入学時に必要な経費の支払いが一時困難な者に対し、入学時の負担の軽減を図り、県民生徒の進学を援助することを目的とする。	
貸与・支給の別		貸 与	
対象者		学資負担者(所得税法上、生徒の扶養者)が兵庫県民で市(町)県民税所得割額の基準に該当される方。 ※ただし、市(町)県民税所得割額の基準を超えても、特別の事情に該当する場合は貸付対象となる場合あり	
		市(町)県民税所得割額の基準	収入に基づく市(町)民所得割額と県民税所得割額の合算が257,500円未満
		特別の事情	転・退職、死亡、入院、離婚、別居、失・廃業等により所得が前年に比べて著しく減少する見込みの学資負担者であること
採用要件	学力要件等	なし	
	経済要件	対象者欄に記載のとおり	
	保証人	連帯保証人1名	
併給禁止等		他の貸付と併せての申し込み可能	
貸与・支給額		1人30万円以内(入学金、施設拡充費等の入学時の納付金対象。授業料・教科書・制服・かばん代等は対象外)	
貸付利息		無利息(ただし返還を怠った場合、年利15%の割合で違約金を徴収)	
支給時期		入学時納入金と相殺	
申請時期		当該私立高等学校出願日までに申し込み	
申請書類		私立高等学校入学資金貸付申請書、市(町)民税所得割額、県民税所得割額を確認できる書類等	
返還期間		在学中3年以内に返還 第1回償還期日を入学年度の9月30日とし、以後半年賦均等償還 (ただし、借受人からの申出により繰上償還も可)	
大学等進学時の返還猶予		—	
申込先		兵庫県内の私立高等学校入学希望者→入学希望の私立高等学校 兵庫県外の私立高等学校入学希望者→兵庫県私学振興協会 兵庫県内の私立専修学校(高等課程)入学希望者→兵庫県専修学校各種学校連合会	
問い合わせ先		兵庫県私学振興協会(高等学校)(TEL 078-360-6790) 兵庫県専修学校各種学校連合会(専修学校)(TEL 078-391-7010)	
事業所管課		兵庫県総務部教育課	

事業名	高等学校等学び直し支援金【私立分】								
事業主体	文部科学省								
事業概要・目的	高等学校等を中途退学した後再び高等学校等で学び直す者に対して、高等学校等就学支援金の支給期間である36月(定時制・通信制課程は48月)の経過後も卒業までの間継続して就学支援金に相当する額を支給し、高等学校等における教育に係る経済的負担の軽減を図り、もって教育の機会均等に寄与することを目的とする。								
貸与・支給の別	支給(授業料との相殺又は還付)								
対象者	次の要件を全て満たす者 (1)兵庫県内の私立高等学校(※)に在籍していること (2)日本国内に住所を有すること (3)高等学校等を卒業又は修了したことがないこと (4)在学した期間が通算して36月(定時制・通信制は48月)を超えていること (5)平成26年4月1日以降に入学した者で、在籍期間の要件を満たしており、高等学校等就学支援金の申請をすることができた者(所得要件による不認定や未申請は問わない) (6)高等学校等を退学したことがある者 (7)学び直し支援金の支給を通算して12月(定時制・通信制は24月)以上受けていない者 (8)保護者全員の収入が下記の基準を満たすこと 市町村民税の課税標準額×6%-市町村民税の調整控除の額が304,200円未満(年収目安:910万円未満程度)であること ※兵庫県外の高等学校については、高等学校(本校)が所在する都道府県が実施								
採用要件	学力要件等	なし							
	経済要件	<table border="1"> <thead> <tr> <th>市町村民税の課税標準額×6%-市町村民税の調整控除の額(保護者全員分)</th> <th>支給額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>304,200円未満 (年収目安:910万円未満程度)</td> <td>全日制課程 9,900円/月 通信制課程 4,812円/単位</td> </tr> <tr> <td>154,500円未満 (年収目安:590万円未満程度)</td> <td>全日制課程 33,000円/月 通信制課程 12,030円/単位</td> </tr> </tbody> </table>		市町村民税の課税標準額×6%-市町村民税の調整控除の額(保護者全員分)	支給額	304,200円未満 (年収目安:910万円未満程度)	全日制課程 9,900円/月 通信制課程 4,812円/単位	154,500円未満 (年収目安:590万円未満程度)	全日制課程 33,000円/月 通信制課程 12,030円/単位
	市町村民税の課税標準額×6%-市町村民税の調整控除の額(保護者全員分)	支給額							
304,200円未満 (年収目安:910万円未満程度)	全日制課程 9,900円/月 通信制課程 4,812円/単位								
154,500円未満 (年収目安:590万円未満程度)	全日制課程 33,000円/月 通信制課程 12,030円/単位								
保証人	-								
併給禁止等	なし								
支給額	採用要件に記載のとおり ※高等学校等の授業料月額が上限								
貸付利息	-								
支給時期	支給方法(授業料や学校納付金との相殺又は保護者への振込)や支給時期は学校により異なります。生徒が在籍する学校にお問い合わせください。								
申請時期	在学中随時申請可(認定された場合は申請月分から支給) ※毎年度7月頃に継続手続きが必要となります								
申請書類	【申請時】 ・申請書 ・所得に関する証明書(所得課税証明書、納税通知書など) 【継続手続き時(毎年7月頃)】 ・収入状況届出書 ・所得に関する証明書(所得課税証明書、納税通知書など)								
返還期間	-								
大学等進学時の返還猶予	-								
申込先	在籍する学校								
問い合わせ先	在籍する高等学校等又は 兵庫県総務部教育課 (TEL 078-341-7711 内線2697[高等学校]、内線2699[専修学校、各種学校])								
事業担当課	兵庫県総務部教育課								

事業名	勤労生徒奨学資金貸与事業	
事業主体	公益財団法人 兵庫県高等学校教育振興会	
事業概要・目的	勤労しながら高等学校の定時制又は通信制の課程に在学している者で、経済的な理由により修学が困難な者に対して勤労生徒奨学資金を貸与することにより、修学を奨励し、もって有為な人材を育成する。	
貸与・支給の別	貸 与(卒業又は高等学校卒業程度認定試験に合格した場合は返還免除)	
対象者	(1) 県の区域内の高等学校の定時制若しくは通信制の課程に在学する者又は学校教育法(昭和22年法律第26号)第54条第3項に規定する広域の通信制の課程に在学する者(県の区域内に住所を有する者に限る。) (2) 経済的理由により著しく修学が困難な者であって、その者及びその者を扶養している者の所得が別に定める額以下であるもの (3) 経常的に収入を得る職業に就いている者 (4) 学年による教育課程の区分を設けない定時制課程(以下「単位制による定時制課程」という。)及び通信制課程に在学する者は、その者が在籍する高等学校において定められた卒業までに修得すべき教科・科目及びその単位数並びに特別活動及びその授業時数を4年以内で修了し、卒業することができる学習計画を有すると認められる者で年間18単位以上の単位数を履修しているもの。ただし、その者が在籍する高等学校において定められた当該年度に履修すべき単位数が18単位に満たない数であるときは、その単位数以上を履修していること。	
採用要件	学力要件等	対象者欄に記載のとおり
	経済要件	年間所得が279万円以下(当該生徒を扶養親族としている者がある場合はその者の年間所得が所得税法に基づく課税対象とならない額の最高額の192%以下)
	保証人	連帯保証人2名(奨学資金の貸与を受けようとする者が未成年の場合は1名は法定代理人)
併給禁止等	公益財団法人兵庫県高等学校教育振興会奨学資金とは併給不可	
貸与額	月額14,000円	
貸付利息	なし	
貸与時期	9月(4月～9月分)、10月(10月～12月分)、1月(1月～3月分)	
申請時期	在学している学校が定める日(5月中旬～6月下旬頃)	
申請書類	貸与申請書、勤務及び給与支払見込証明書、単位制による定時制課程及び通信制課程に在学する者は学習計画及び単位修得証明書、貸与を受けようとする者及びその者を扶養している者の所得証明書、保証人の印鑑登録証明書、委任状、貸与を受けようとする者が扶養されていることを証明する書類又は貸与を受けようとする者が扶養していることを証明する書類	
返還期間	貸与期間の満了や貸与の取消等、その事実が生じた日の属する月の翌月から起算して6か月を経過したところから、貸与を受けた期間に相当する期間内で返還	
大学等進学時の返還猶予	高等学校、大学、高等専門学校等と同程度の学校に在学するとき	
申込先	在籍する各定時制又は通信制の高等学校	
問い合わせ先	公益財団法人兵庫県高等学校教育振興会(TEL 078-361-6640)	
事業担当課	兵庫県教育委員会事務局 財務課	

事業名		生活保護制度による生業扶助(高等学校等就学費)	
事業主体		兵庫県	
事業概要・目的		生活保護法による被保護世帯の子に対して、高等学校就学に必要な入学準備金、学用品費等を支給することにより、世帯の自立更生を図る。	
貸与・支給の別		支給	
対象者		生活保護法による被保護世帯で、高等学校等に就学する(している)者	
採用要件	学力要件等	なし	
	経済要件	生活保護法による被保護世帯	
	保証人	-	
併給禁止等		-	
支給額	基本額	月額 5,300円	
	教材代	正規の授業で使用する教材の購入に必要な額	
	入学料	公立高校相当額	
	入学審査料	30,000円以内	
	通学のための交通費	通学に必要な最小限度の額	
	学習支援費 (年間上限額)	84,600円以内	
貸付利息		-	
支給時期		原則毎月(ただし、特段の事情がある場合は一括支給も可)	
申請時期		高等学校等入学時	
申請書類		保護変更申請書	
返還期間		-	
大学等進学時の返還猶予		-	
申込先		各福祉事務所	
問い合わせ先		兵庫県福祉部地域福祉課 (TEL 078-341-7711 内線2929)	
事業担当課		兵庫県福祉部地域福祉課	

事業名	勤労者教育支援資金融資制度	
事業主体	公益財団法人兵庫県勤労福祉協会	
事業概要・目的	近畿労働金庫と提携し、勤労者の家族の教育資金を低利で融資する。	
貸与・支給の別	貸 与	
対象者	就学予定又は就学中の家族を持つ方で、下記のすべての項目に該当する方 ①兵庫県内に在住または在勤の方 ②安定継続した収入があり、前年度の年収が150万円以上で1,000万円以下の方 ③融資申込日の年齢が満20歳以上満60歳以下の方 ④融資申込日に勤続年数(原則、同一勤務先)が1年以上の方 ⑤居住年数が1年以上の方	
採用要件	学力要件等	なし
	経済要件	(融資審査にあたり個人情報機関等への申込者の信用情報照会あり)
	保証人	一般社団法人日本労働者信用基金協会の機関保証
併給禁止等	なし	
貸与額	○資金使途 大学・高等学校、専門学校等の入学金、授業料、教材費、アパート下宿代、通学経費など ○融資限度額 200万円	
貸付利息	年1.2%(固定金利)※別途保証料が必要	
支給時期	融資決定後、原則として支払先(学校等)へ振込	
申請時期	随時	
申請書類	借入申込書兼保証依頼書、収入証明書、住民票、健康保険証、資金使途がわかる書類、本人確認書類、金銭消費貸借契約書	
返還期間	7年以内	
大学等進学時の返還猶予	なし	
申込先	兵庫県内の近畿労働金庫店舗(神戸支店078-371-3151、北須磨出張所078-792-0011、尼崎支店06-6411-2741、西宮支店0798-34-6000、伊丹支店072-772-0051、明石支店078-912-3303、東播加古川支店079-423-5566、北播支店0795-23-5551、姫路支店079-282-1131、相生支店0791-22-1630、但馬支店0796-23-4131、洲本支店0799-22-3232)	
問い合わせ先	公益財団法人兵庫県勤労福祉協会(TEL 078-341-1510)	
事業所管課	兵庫県産業労働部労政福祉課	

兵庫県内の各市町が所管する事業一覧

市町名	名称	貸与・支給の別	対象者	問い合わせ先	ページ
尼崎市	尼崎市修学援助金	支給	高等学校等に在学する生徒を持つ尼崎市在住の保護者で一定の所得基準以下の者など	尼崎市教育委員会事務局 幼稚園・高校企画推進担当 (TEL 06-4950-5665)	30
西宮市	西宮市教育委員会奨学金	支給	保護者(勤労学生等にあつては、本人)が本市に居住し、経済的理由により修学が困難であると認められる者 高等学校、中等教育学校後期課程、特別支援学校高等部、高等専門学校(1~3学年)、朝鮮高級学校に在学する者	西宮市教育委員会 学事課 (TEL 0798-35-3817)	31
芦屋市	芦屋市奨学金	支給	高等学校、中等教育学校後期課程、高等専門学校、特別支援学校の高等部又はこれに準ずる学校の高等部に在学している者で、経済的理由により修学が困難な者 在学期間が各学校の正規の修業年限を越えていないこと。保護者が芦屋市に居住していること。(原則、住民登録が必要)	芦屋市教育委員会 管理部管理課 (TEL 0797-38-2085)	32
伊丹市	伊丹市交通遺児等学業援助資金支給事業	支給	(以下の全ての要件を備えている者) ①生徒または保護者が伊丹市に住所を有している者 ②世帯の生計中心者を交通事故またはこれに準ずる事故により亡くされた高等学校、専修学校、大学等の生徒及び学生	伊丹市健康福祉部生活支援室 こども福祉課 (TEL 072-784-8030)	33
宝塚市	宝塚市ひとり親家庭等大学生等奨学給付金	支給	父若しくは母のいずれかとその子からなるひとり親家庭又は父母ともいない子の家庭の子で、経済的な理由により修学が困難な者	宝塚市教育委員会学事課 (TEL 0797-77-2366)	34
宝塚市	宝塚市大学生等修学支援給付金	支給	新型コロナウイルス感染症の流行に伴い、家計が急変し、学びの継続が困難となっている大学生等	宝塚市教育委員会学事課 (TEL 0797-77-2366)	35
川西市	川西市奨学資金事業	貸与(無利子)	高校、大学等に在学している者で、保護者が市内に居住しており、世帯の所得が基準額以下の者	川西市教育委員会事務局就学・給食課 (TEL 072-740-1256)	36
三田市	三田市高等学校等入学支援金	支給	三田市立中学校(特別支援学校中学部を含む。)を卒業した年度の翌年度に高等学校等に在籍している者の保護者で、かつ、次の各号のいずれにも該当する者 (1) 市内に住所を有し、現に居住していること (2) 生活保護法に基づく保護を受給していないこと (3) 収入基準を満たしていること	三田市教育委員会教育支援課 (TEL 079-559-5136)	37
猪名川町	猪名川町奨学金	貸与(無利子) ※減額制度有	次の応募資格に該当する人 ①経済的事由により、修学が困難な高等学校・高等専門学校・専修学校・短期大学及び大学の入学予定者又は在学者で、本人又は保護者が猪名川町に居住する者 ②町が定める所得基準額以下の世帯	猪名川町教育委員会事務局 教育振興課 (TEL 072-766-6000)	38

市町名	名称	貸与・支給の別	対象者	問い合わせ先	ページ
多可町	多可町路線バス通学定期券購入補助金	支給	①次のいずれかに該当する学校に通学する者又はその保護者で路線バスの通学定期券を購入しようとする者 ア 学校教育法に定める高等学校 イ その他法に定める学校のうち、アに準ずると認められる学校 ②多可町に住所を有し、現に居住し、かつ生活の本拠を有する者	多可町企画秘書課 (TEL0795-32-2381)	48
相生市	相生市奨学金事業	支給	相生市民の子弟であつて、学校教育法第1条に規定する高等学校又は高等専門学校に在学する者のうち、身体、人物ともに良好で修学の意欲と能力があるにもかかわらず、経済的理由により修学することが困難な者	相生市教育委員会 管理課企画総務係 (TEL 0791-23-7142)	49
たつの市	奨学資金貸付事業	貸与 (無利子)	たつの市に在住し、生活保護法(昭和25年法律第144号)の規定による扶助を受けている者等の子女で、学習能力を有するにもかかわらず、経済的理由によって高等学校に修学困難な者	たつの市教育委員会事務局 教育管理課教育総務課 庶務係 (TEL 0791-64-3178)	50
たつの市	高等学校等入学準備金支給事業	支給	翌年度に高等学校等への入学を予定している中学生の保護者(生徒、保護者ともに、たつの市に住所を有し、現に居住している者に限る。)	たつの市教育委員会事務局 教育管理課教育総務課 (TEL 0791-64-3178)	51
赤穂市	赤穂市母子世帯等奨学金支給事業	支給	市内に居住する母子世帯、父子世帯及び父母のない世帯で、学校教育法に規定する高等学校、高等専門学校及び専修学校に在学する児童の保護者(保護者が市内に住所を有している者であれば、県外の高等学校等に在学していても対象)	赤穂市健康福祉部 子育て支援課子育て支援係 (TEL 0791-43-6808)	52
宍粟市	宍粟市小椋・松本奨学金貸与事業	貸与 (無利子)	次のいずれにも該当する者 ・保護者が宍粟市波賀町に住所を有していること ・学業に優れ、健康上修学に支障なく向学の志を有していること ・経済的理由により修学が困難であること	宍粟市教育委員会事務局 教育総務課 (TEL 0790-63-3121)	53
宍粟市	宍粟市奨学金支給事業	支給	次に掲げる要件を備えている者 ①保護者及びその子弟が宍粟市に住所を有し、かつ居住していること。 ②向学の志を有していること。 ③経済的理由により修学が困難であること。 ④新たに高等学校、中等教育学校の後期課程及び高等専門学校並びに特別支援学校の高等部になる者	宍粟市教育委員会事務局 教育総務課 (TEL 0790-63-3121)	54
福崎町	社会福祉法人福崎町社会福祉協議会奨学資金	支給	高等学校及びこれに準ずる学校に在籍する者で、次の条件を満たす者 ①保護者が福崎町内に在住 ②修学資金の支弁が困難と認められる者 ③地区民生児童委員が推薦した者 ④世帯の所得が生活保護基準の1.3倍以内である者	福崎町 社会福祉協議会 (TEL 0790-23-0300)	55

市町名	名称	貸与・支給の別	対象者	問い合わせ先	ページ
丹波篠山市	丹波篠山市ふるさと創生奨学金	貸与(無利子)	下記の要件を全て満たす者 ・学校教育法に規定する高等学校、特別支援学校高等部、高等専門学校、専修学校又は各種学校に在学している者 ・本人又はその1親等の直系親族が丹波篠山市に住所を有すること ・経済的理由により修学が困難と認められる者 ・責任を持って返済できる者	丹波篠山市教育委員会事務局 教育総務課 (TEL 079-552-5709)	63
丹波篠山市	高等学校遠距離通学費補助金(遠距離通学補助金)	支給	・丹波篠山市内に住所があり、市内の高等学校(特別支援学校高等部含む)に通学する生徒の保護者 ・市税の滞納がない者 ・片道の通学距離が10Kmを超える場合	丹波篠山市 創造都市課定住促進係 (TEL 079-552-5106)	64
丹波市	丹波市奨学金給付事業	支給	次の全ての要件を満たす方 ①丹波市に居住する方 ②高等学校又は高等専門学校に在学する方 ③低所得世帯に属し、経済的な理由によって修学が困難であり、所得基準を超えない方 ④奨学金の給付が、高等学校修学上の便宜に顕著な効果が認められる方 ⑤他の奨学金などその他同種の制度による給付を受けていない方	丹波市教育委員会事務局 学事課学事係 (TEL 0795-70-0880)	65
丹波市	丹波市連携型中高一貫教育高校バス通学費補助事業	支給	次の全ての要件を満たす方【月額8,000円を超える場合】 ①丹波市内の連携型中高一貫教育高校へ通学する生徒又はその保護者で、当該生徒の通学のために路線バスの通学定期券を購入する者 ②丹波市に住所を有し、現に居住し、かつ、生活の本拠を有する者 ③通学定期券を購入するにあたり、当該通学定期券の購入費用を対象とする他の補助を受けていない者	丹波市教育委員会事務局 学事課学事係 (TEL 0795-70-0880)	66
丹波市	丹波市路線バス通学定期券購入補助事業	支給	次の全ての要件を満たす方【月額10,000円を超える場合】 ①学校教育法に定める高等学校またはそれに準ずる学校に通学する者又はその保護者で、通学のために路線バスの通学定期券を購入するもの ②丹波市に住所を有し、現に居住し、かつ、生活の本拠を有する者 ③通学定期券を購入するにあたり、当該通学定期券の購入費用を対象とする他の補助を受けていない者	丹波市企画総務部未来創造課 公共交通係 (TEL 0795-88-5360)	67
洲本市	洲本市奨学金	支給	下記の要件のいずれにも該当する者 ①本人及びその保護者が市内に住所を有していること。 ②学校教育法第1条に規定する高等学校、中等教育学校の後期課程、特別支援学校の高等部又は高等専門学校に在学していること。ただし、高等学校等に在学している期間が正規の修業年限を超えていない者に限る。 ③人物及び学力が優秀であり、学校長の推薦があること。 ④勉学の意欲がありながら、経済的理由により高等学校等への修学が困難であること。 ⑤生活保護法の規定による保護を受けている世帯に属していないこと。	洲本市教育委員会事務局 学校教育課 (TEL 0799-22-6266)	68
淡路市	淡路市高校生通学助成	支給	次の①～③の全てに該当する者 ①市内の高校に在学し、島内を発着する公共交通機関を利用して通学していること。 ②助成対象者の属する世帯全員に未納の市税がないこと。 ③他の公的制度による通学費の助成を受けていないこと。	淡路市企画情報部 まちづくり政策課 (TEL 0799-64-2506)	69

事業名	尼崎市修学援助金																																
事業主体	尼崎市教育委員会																																
事業概要・目的	高等学校等に在学する生徒の保護者で、修学するための教育費にお困りの方、また、独立の生計を営む勤労生徒等に対して修学援助金を交付し、尼崎市の教育の発展に寄与することを目的とする。																																
貸与・支給の別	支給																																
対象者	当該高校生等を扶養し、尼崎市内に居住する保護者や勤労生徒等																																
対象学校	県内の学校	学校教育法第1条に規定する高等学校(専攻科及び別科を除く。)、中等教育学校後期課程(専攻科及び別科を除く。)、高等専門学校(第1学年～第3学年に限る。)、同法第124条に規定する専修学校高等課程、同法第134条第1項に規定する各種学校(教育委員会が特に認めるものに限る。)																															
	県外の扱い	県内と同じ																															
採用要件	学力要件等	成績要件なし																															
	収入基準	【令和3年度実績】 次のいずれかに該当すること。 ①(通信制高校及び朝鮮高級学校に在学する生徒の)保護者全員の本年度市民税所得割が非課税の方 ②保護者全員の前年分の合計所得金額の合算額が基準額以下の方																															
	保証人	不要																															
併給禁止等	他から修学援助金に相当する給付金(生活保護法における高等学校等就学費、兵庫県高校生等奨学給付金など)の給付を受けていないこと。 (生徒が通信制に在学する非課税世帯のみ、兵庫県高校生等奨学給付金との併給可)																																
支給額	入学時	なし																															
	年額	<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">【令和3年度実績】</th> <th colspan="3">朝鮮高級学校</th> <th>通信制</th> <th>国公立</th> <th>私立</th> </tr> <tr> <th>全日制・定時制</th> <th>国公立</th> <th>私立</th> <th>第1子</th> <th>72,000円</th> <th>非課税世帯</th> <th>23,500円</th> <th>33,900円</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>非課税世帯</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>第2子以降</td> <td>138,000円</td> <td>所得基準額以下</td> <td>60,000円</td> <td>72,000円</td> </tr> <tr> <td>所得基準額以下</td> <td>60,000円</td> <td>72,000円</td> <td></td> <td>72,000円</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	【令和3年度実績】		朝鮮高級学校			通信制	国公立	私立	全日制・定時制	国公立	私立	第1子	72,000円	非課税世帯	23,500円	33,900円	非課税世帯	—	—	第2子以降	138,000円	所得基準額以下	60,000円	72,000円	所得基準額以下	60,000円	72,000円		72,000円		
【令和3年度実績】		朝鮮高級学校			通信制	国公立	私立																										
全日制・定時制	国公立	私立	第1子	72,000円	非課税世帯	23,500円	33,900円																										
非課税世帯	—	—	第2子以降	138,000円	所得基準額以下	60,000円	72,000円																										
所得基準額以下	60,000円	72,000円		72,000円																													
貸付利息	—																																
申請時期	7、8月																																
申請書類	①申請書②在学証明書③交付対象者としての要件に該当することを証明する書類④世帯全員の健康保険証の写し⑤口座振替依頼書⑥口座番号、口座名義が確認できる書類の写し⑦勤労生徒等及び児童養護施設入所生徒の場合はその旨を証する書類																																
支給時期	10月																																
返還期間	—																																
大学等進学時の返還猶予	—																																
申込先	尼崎市教育委員会事務局幼稚園・高校企画推進担当																																
問い合わせ先	尼崎市教育委員会事務局幼稚園・高校企画推進担当(TEL 06-4950-5665)																																
事業担当課・係	尼崎市教育委員会事務局幼稚園・高校企画推進担当																																

事業名	芦屋市奨学金	
事業主体	芦屋市教育委員会	
事業概要・目的	経済的理由により、修学困難な者に対し、教育の機会均等及び奨励を図るため	
貸与・支給の別	支 給	
対象者	生計を維持する者が芦屋市内に居住しており、対象学校に在籍する学生(本人)	
対象学校	県内の学校	高等学校 中等教育学校後期課程 高等専門学校 特別支援学校の高等部 又はこれに準ずる学校の高等部在学者
	県外の扱い	保護者が芦屋市に居住している者であれば、県外の高等学校等に在学していても対象
採用要件	学力要件等	成績要件なし
	収入基準	生計を維持する者と就学中の子及び未成年かつ未就労の子で構成される世帯の総所得額4人世帯の場合 309万円以下(母子・父子家庭は45万円加算。障害者のいる世帯は78万円加算。)
	保証人	不要
併給禁止等	生活保護を受けている方及び兵庫県の高校生等奨学給付金制度による給付を受けることのできる方(通信制の高校に在学されている方は除く)は併給禁止。	
支給額	入学時	なし
	月 額	・生活保護世帯…国公立・私立とも対象外 ・市民税非課税世帯(通信制の高校、高校生等奨学給付金制度対象外の学校を除く)…国公立・私立とも対象外 ・所得基準以下(市民税非課税世帯を除く)…国公立5,000円 私立7,000円 ・所得基準以下(通信制の高校、高校生等奨学給付金制度対象外の学校)…国公立5,000円 私立7,000円
貸付利息	—	
申請時期	7月 8月以降は随時(申請日の属する月の翌月分からの給付)	
申請書類	・申請書 ・口座振込依頼書(委任状)	
支給時期	・10月(4月～8月分) ・12月(9月～12月分) ・3月(1月～3月分)	
返還期間	—	
大学等進学時の返還猶予	—	
申込先	芦屋市教育委員会 管理部管理課	
問い合わせ先	芦屋市教育委員会 管理部管理課 (TEL 0797-38-2085)	
事業担当課・係	芦屋市教育委員会 管理部管理課 奨学金担当	

事業名	宝塚市ひとり親家庭等大学生等奨学給付金制度	
事業主体	宝塚市教育委員会	
事業概要・目的	父若しくは母のいずれかとその子からなるひとり親家庭又は父母ともにいない子の家庭の子で、経済的理由により修学困難な者に対し、修学上必要な資金を提供し、教育の機会均等を図る	
貸与・支給の別	支 給	
対象者	大学生等(本人)	
対象学校	県内の学校	学校教育法第1条に規定する大学(大学院及び通信課程を除く。)、高等専門学校(第4学年)、高等学校専攻科、特別支援学校専攻科若しくは同法第124条に規定する専修学校(専門課程に限る。)
	県外の扱い	本人又は父、母若しくは監護者が市内に住所を有している者であれば、県外の大学等に在学していても対象となる。
採用要件	学力要件等	成績要件なし
	収入基準	児童扶養手当法による児童扶養手当の受給資格を有していたこと又はそれと同等の所得水準。
	保証人	不要
併給禁止等	なし	
支給額	入学時	なし
	年 額	200,000円 一人1回限り
貸付利息	—	
申請時期	5月予定	
申請書類	①申請書 ②在学証明書又は学生証の写し	
支給時期	6月予定	
返還期間	—	
大学等進学時の返還猶予	—	
申込先	宝塚市教育委員会学事課	
問い合わせ先	宝塚市教育委員会 学事課 (TEL 0797-77-2366)	
事業担当課・係	宝塚市教育委員会 学事課	

事業名		川西市奨学資金事業
事業主体		川西市教育委員会
事業概要・目的		学習能力を有するにもかかわらず、経済的理由により修学困難な者に対して奨学資金を貸与し、もって教育の機会均等を図る
貸与・支給の別		貸 与
対象者		保護者が川西市に居住する高校生・大学生等
対象学校	県内の学校	①全日・定時・通信制課程高等学校 ②高等専門学校・中等教育学校(後期課程) ③盲・聾・養護学校(現特別支援学校)の高等部 ④大学・短期大学 ⑤朝鮮高級学校・朝鮮大学校
	県外の扱い	保護者が市内に住所を有している者であれば、県外の高等学校等に在学していても対象となる。
採用要件	学力要件等	成績要件なし
	収入基準	同一生計世帯員全員の所得合計額が所得基準額以下の世帯(4人世帯で約387万円:R3実績)
	保証人	連帯保証人2名
併給禁止等		なし
貸与額	入学時	なし
	月 額	高等学校(国公立) 20,000円 高等学校(私立) 30,000円 大学(国公立・私立) 30,000円
貸付利息		なし
申請時期		毎年度6月上旬
申請書類		①申請書②本人希望調書③学校長の推薦書④所得金額を証する書類
支給時期		①1回(4~7月分) 6月末 ②2回(8~11月分) 9月末 ③3回(12~3月分) 12月末 新規決定者は、1・2回分を9月末に一括支給
返還期間		貸与期間終了6ヶ月経過後10年以内に返還
大学等進学時の返還猶予		①学校等に在学する場合 ②疾病等により返還が困難な場合
申込先		川西市教育委員会事務局就学・給食課
問い合わせ先		川西市教育委員会事務局就学・給食課(TEL 072-740-1256)
事業担当課・係		川西市教育委員会事務局就学・給食課

市 町 名 猪 名 川 町

事業名	猪名川町奨学金	
事業主体	猪名川町	
事業概要・目的	経済的理由により修学困難な者に対して修学上必要な資金を貸与し、もつて教育の機会均等を図り有用な人材の育英に努めるとともに、本町への定住を促進することを目的とする。	
貸与・支給の別	貸 与	
対象者	次の応募資格に該当する人 (1)経済的事由により、修学が困難な高等学校・高等専門学校・専修学校・短期大学及び大学の入学予定者もしくは在学者で、本人又は保護者が猪名川町に居住する者 (2)町が定める所得基準額以下の世帯	
対象学校	県内の学校	(1)学校教育法第1条に規定する高等学校、中等教育学校の後期課程、高等専門学校又は法第124条に掲げる専修学校の高等課程 (2)学校教育法第1条に規定する大学、高等専門学校又は法第124条に掲げる専修学校のうち修学年限2年以上の専門課程
	県外の扱い	保護者が猪名川町に居住していれば、県外の学校等に入学予定、在学していても対象となる。
採用要件	学力要件等	成績要件なし
	収入基準	奨学生となる親権者の市町村民税所得割額の合計が304,200円以下
	保証人	貸付決定後に連帯保証人1名
併給禁止等	なし	
貸与額	入学時	入学費貸付金:30万円以内の必要額
	月 額	就学費貸付金:年額30万円以内の必要額 通学費貸付金:年額30万円以内の必要額(高校等に限る) 留学費貸付金:1回50万円以内の必要額 ※1奨学生あたり合計貸付上限額120万円
貸付利息	なし	
申請時期	入学費貸付金:毎年1月1日から1月31日までの間 その他:随時受付	
申請書類	申請時:①申請書(猪名川町で住民税額が確認できない奨学生の親権者は、住民税課税証明書(写可)添付) 決定後:②誓約書兼振込依頼書(奨学金振込先の奨学生名義の金融機関口座が確認できるもの及び奨学金の請求額が確認できる書類(共に写可)を添付) ③借用書 ④保証人及び奨学生(20歳以上)の印鑑登録証明書 ⑤入学及び在学が確認できるもの	
支給時期	入学費貸付金:概ね2月下旬~3月 その他:入学費貸付金と同時にしくは申請決定後の書類提出後3週間以内に年額を一括で貸付	
返還期間	修学が終了し1年間の猶予期間の後、10年以内に返還 減額制度:返還時に猪名川町在住等の要件により、返還開始から5年間、返還する年額の半額もしくは年額5万円を上限に返還金額を減額する。	
大学等進学時の返還猶予	①学校等に在学する場合 ②疾病、失業その他正当な理由により返還が著しく困難となったとき	
申込先	猪名川町教育委員会事務局 教育振興課(TEL 072-766-6000)	
問い合わせ先	猪名川町教育委員会事務局 教育振興課(TEL 072-766-6000)	
事業担当課・係	猪名川町教育委員会事務局 教育振興課(TEL 072-766-6000)	

市 町 名 高 砂 市

事業名	高砂市奨学金	
事業主体	高砂市	
事業概要・目的	経済的理由によって修学困難な人に対して奨学金を支給するものであり、本市の発展に寄与する人材の育成、教育の機会均等を図ることを目的とする。	
貸与・支給の別	支 給	
対象者	高砂市内に在住する高校生等(本人)	
対象学校	県内の学校	学校教育法第1条の規定に基づく高等学校、中等教育学校の後期課程、高等専門学校及び特別支援学校の高等部
	県外の扱い	生徒本人が市内に住所を有している場合は県外の高等学校等も対象校とする。
採用要件	学力要件等	なし
	収入基準	生計同一の家族全員(学生以外)の前年中所得の合計額が所得基準額以下の世帯4人世帯で150万5千円以下(R3年度実績)
	保証人	学校長の推薦書が必要
併給禁止等	併用可	
支給額	入学時	なし
	月 額	月額8,000円
貸付利息	-	
申請時期	毎年度5月中旬から6月上旬(当初申請分)。以降随時受付	
申請書類	①申請書②奨学生推薦書③口座振替申出書④所得証明書	
支給時期	当初認定された場合4月から7月分を7月末支給、その後は毎月末に支給	
返還期間	-	
大学等進学時の返還猶予	-	
申込先	在学する高等学校長を経て、高砂市教育委員会へ提出	
問い合わせ先	高砂市教育委員会 教育部学校教育室学校教育課学事保健係(TEL 079-443-9054)	
事業担当課・係	高砂市教育委員会 教育部学校教育室学校教育課学事保健係	

市 町 名 加 西 市

事業名	加西市奨学金	
事業主体	加西市教育委員会	
事業概要・目的	向学心に富み、進学の意欲と能力を有しながら、経済的理由により修学困難な者に対して奨学金を支給し、教育の機会均等をはかることを目的とする。	
貸与・支給の別	支 給	
対象者	保護者が加西市に住所を有する高校生等	
対象学校	県内の学校	①全日・定時・通信制課程高等学校 ②高等専門学校 ③特別支援学校の高等部 ④中等教育学校の後期課程
	県外の扱い	保護者が市内に住所を有している者であれば、県外の高等学校等に在学していても対象
採用要件	学力要件等	学校長の推薦が必要
	収入基準	世帯人数により基準を設けている 例) 同一世帯の総所得金額の合計が4人世帯の場合で251万5千円以下
	保証人	不要
併給禁止等	なし	
支給額	入学時	なし
	月 額	6,000円
貸付利息	—	
申請時期	毎年度5月中旬頃から下旬頃	
申請書類	加西市奨学金支給申請書	
支給時期	①Ⅰ期(4～7月分) 8月末 ②Ⅱ期(8～12月分) 12月末 ③Ⅲ期(1～3月分) 3月末	
返還期間	—	
大学等進学時の返還猶予	—	
申込先	加西市教育委員会学校教育課へ	
問い合わせ先	加西市教育委員会学校教育課(TEL 0790-42-8772)	
事業担当課・係	加西市教育委員会学校教育課	

市町名 稲美町

事業名		稲美町奨学金給付事業
事業主体		稲美町教育委員会
事業概要・目的		経済的理由により就学困難な生徒に対して経済的な援助を行うことにより、社会に貢献する有為な人材を育成すること
貸与・支給の別		支給
対象者		稲美町に在住する高校生等
対象学校	県内の学校	・全日・定時・通信制課程高等学校 ・高等専門学校 ・特別支援学校の高等部
	県外の扱い	同上
採用要件	学力要件等	学業成績が優秀で将来性に富む者
	収入基準	世帯内で収入のある方全員の総収入が、4人世帯(両親・高校生・中学生)の場合で680万円以下
	保証人	不要
併給禁止等		県又は他の団体から奨学金その他これに類するものを受け、又はその予約をしていないこと
支給額	入学時	なし
	月額	9,000円
貸付利息		—
申請時期		中学3年生時(進学する前年度)1月中旬
申請書類		①申請書②所得課税証明書③推薦書④学業成績証明書
支給時期		年3回に分けて支給
返還期間		—
大学等進学時の返還猶予		—
申込先		中学3年生時(進学する前年度)に在学する中学校を通じて、稲美町教育委員会へ
問い合わせ先		稲美町教育委員会 教育課 (TEL 079-492-9149)
事業担当課・係		稲美町教育委員会 教育課

市 町 名 多 可 町

事業名	多可町ハートフル学業支援金給付事業	
事業主体	多可町	
事業概要・目的	経済的理由によって修学困難な者に対し、教科用図書を購入等修学上必要な学業支援金を支給し、教育の機会均等を図る。	
貸与・支給の別	支 給	
対象者	保護者が多可町に在住する高校生等(本人)	
採用要件	学力要件等	成績要件なし
	収入基準	生活保護世帯又は、世帯の合計所得が別に定める認定基準以下の者
	保証人	不要
併給禁止等	なし	
対象学校	県内の学校	①全日・定時・通信制課程高等学校 ②高等専門学校(1～3年生) ③特別支援学校の高等部
	県外の扱い	保護者が町内に住所を有している者であれば、町外の高等学校等に在学していても対象となる。(在住主義)
支給額	入学時	なし
	月 額	5,000円
貸付利息	-	
申請時期	6月中旬から7月上旬(初回審査分)、以降随時	
申請書類	①申請書②世帯状況票③世帯の所得証明書④在学等証明書⑤口座振込申込書	
支給時期	①Ⅰ期(4～8月分) 8月下旬 ②Ⅱ期(9～12月分) 12月下旬 ③Ⅲ期(1～3月分) 3月下旬	
返還期間	-	
大学等進学時の返還猶予	-	
申込先	多可町教育委員会 教育総務課	
問い合わせ先	多可町教育委員会 教育総務課(TEL 0795-32-2384)	
事業担当課・係	多可町教育委員会 教育総務課	

事業名	多可町路線バス通学定期券購入補助金	
事業主体	多可町	
事業概要・目的	路線バスの通学定期券を購入する者に対し購入費用の一部を補助することにより、経済的負担を軽減するとともに通学の利便増進を図り、もって公共交通の利用促進及び維持確保に資する。	
貸与・支給の別	支給（補助金はバス事業者に交付）	
対象者	①次のいずれかに該当する学校に通学する者又はその保護者で路線バスの通学定期券を購入しようとする者 ア 学校教育法に定める高等学校 イ その他法に定める学校のうち、アに準ずると認められる学校 ②多可町に住所を有し、現に居住し、かつ生活の本拠を有する者	
補助対象経費	①補助の対象となる経費は、最も経済的な通常の経路の通学定期券の購入に要した費用のうち、多可町を発着する路線バス運行系統の乗車区間に要する費用とする。 ②①の乗車区間と西脇(アピカ前)バス停から社高校バス停区間を乗り継ぐ通学定期券に限り、補助対象経費とみなす。	
補助金の額	乗合バス事業者が定める通学定期券の購入に要した費用から別に定める通学定期券個人負担額を控除した額	
対象学校	県内の学校	上記、対象者①に同じ
	県外の扱い	上記、対象者①に同じ
採用要件	学力要件等	—
	収入基準	—
	保証人	—
併給禁止等	通学定期券の購入にあたり当該通学定期券の購入費用を対象とする他の補助を受けていないこと	
貸与額	入学時	—
	月額	—
貸付利息	—	
申請時期	随時	
申請書類	①路線バス通学定期券購入補助金交付申請書兼委任状 ②通学証明書 ③住所を証明する書類	
支給時期	随時（通学定期券を購入する際、別に定める通学定期券個人負担額で購入）	
返還期間	—	
大学等進学時の返還猶予	—	
申込先	神姫バス株式会社西脇案内所（TEL0795-22-2703） 多可町 企画秘書課（TEL0795-32-2381）	
問い合わせ先	多可町 企画秘書課（TEL 0795-32-2381）	
事業担当課・係	多可町 企画秘書課	

市 町 名 た つ の 市

事業名	奨学資金貸付事業	
事業主体	たつの市	
事業概要・目的	学習能力を有するにもかかわらず、経済的理由によって高等学校に修学困難な者に奨学金の貸付を行う。	
貸与・支給の別	貸 与	
対象者	たつの市内に居住する高校生(本人)	
対象学校	県内の学校	高等学校
	県外の扱い	県内と同じ
採用要件	学力要件等	なし
	収入基準	生活保護法(昭和25年法律第144号)の規定による扶助を受けている者等の子女
	保証人	申請時に連帯保証人1名
併給禁止等	なし	
貸与額	入学時	なし
	月 額	国公立 10,000円 私立 20,000円
貸付利息	なし	
申請時期	高校入学後	
申請書類	(1)奨学生願書(様式第1号)、(2)在学証明書	
支給時期	在学する高等学校の正規の修学年限中、必要な期間	
返還期間	学校卒業後10年以内に返還	
大学等進学時の返還猶予	疾病その他正当な理由により、返還が困難となったとき。	
申込先	たつの市教育委員会事務局教育管理課教育総務課	
問い合わせ先	たつの市教育委員会事務局教育管理課教育総務課(TEL 0791-64-3178)	
事業担当課・係	たつの市教育委員会事務局教育管理課教育総務課庶務係	

事業名	赤穂市母子世帯等奨学金支給事業	
事業主体	赤穂市	
事業概要・目的	市内に居住する母子世帯、父子世帯及び父母のない世帯の児童で、能力があるにもかかわらず経済的理由により修学が困難なものに対して奨学金を支給することにより、母子家庭等の福祉を増進する。	
貸与・支給の別	支給	
対象者	赤穂市内に居住する高校生の保護者	
対象学校	県内の学校	学校教育法に規定する高等学校、高等専門学校及び専修学校
	県外の扱い	保護者が市内に住所を有している者であれば、県外の高等学校等に在学していても対象となる。(在住主義)
採用要件	学力要件等	一定の要件あり
	収入基準	一定の要件あり
	保証人	なし
併給禁止等	なし	
支給額	入学時	なし
	月額	9,000円
貸付利息	-	
申請時期	6月上旬	
申請書類	①申請書②成績調書③戸籍謄本④在学証明書⑤所得証明書⑥その他市長が必要であると認める書類	
支給時期	①7月(4月～8月) ②9月(9月～12月) ③1月(1月～3月)	
返還期間	-	
大学等進学時の返還猶予	-	
申込先	赤穂市健康福祉部子育て支援課子育て支援係	
問い合わせ先	赤穂市健康福祉部子育て支援課子育て支援係(TEL 0791-43-6808)	
事業担当課・係	赤穂市健康福祉部子育て支援課子育て支援係	

事業名	宍粟市奨学金支給事業	
事業主体	宍粟市	
事業概要・目的	向学心を持ちながら、経済的理由により修学が困難な者に対して、修学上必要な学費を給付して、有能な人材を育成する	
貸与・支給の別	支 給	
対象者	次に掲げる要件を備えている者 ①保護者及びその子弟が宍粟市に住所を有し、かつ居住していること ②向学の志を有していること ③経済的理由により修学が困難であること ④新たに高等学校、中等教育学校の後期課程及び高等専門学校並びに特別支援学校の高等部になる者	
対象学校	県内の学校	高等学校、中等教育学校の後期課程、高等専門学校、特別支援学校高等部
	県外の扱い	県内と同じ
採用要件	学力要件等	一定の要件あり
	収入基準	一定の要件あり
	保証人	なし
併給禁止等	なし	
支給額	入学時	支給額 60,000円
	月 額	なし
貸付利息	—	
申請時期	毎年度 1月中旬～2月中旬	
申請書類	①給付申請書②世帯全員の所得課税証明書③奨学生候補者推薦書④奨学金支給候補者調書	
支給時期	4月上旬	
返還期間	—	
大学等進学時の返還猶予	—	
申込先	宍粟市教育委員会事務局 教育総務課	
問い合わせ先	宍粟市教育委員会事務局 教育総務課(TEL 0790-63-3121)	
事業担当課・係	宍粟市教育委員会事務局 教育総務課 教育総務係	

事業名	豊岡市奨学金	
事業主体	豊岡市	
事業概要・目的	豊岡市の将来を担う人材の育成のため	
貸与・支給の別	貸与	
対象者	市に住所を有する者の子弟で、学校教育法第1条に規定する高等学校・特別支援学校(高等部)・高等専門学校又は同法第124条に規定する専修学校(高等課程)に在学する者。	
対象学校	県内の学校	①高等学校 ②特別支援学校(高等部) ③高等専門学校 ④専修学校(高等課程)
	県外の扱い	保護者が市に住所を有する者であれば申請可能
採用要件	学力要件等	人物および学力が優秀で、学校長の推薦があること。
	収入基準	父母又はこれに代わって家計を支えている人の所得額が基準額以下であること。「兵庫県高等学校教育振興会奨学資金」の基準を準用。
	保証人	貸与決定後に連帯保証人1名
併給禁止等	なし	
貸与額	入学時	なし
	月額	9,900円
貸付利息	なし	
申請時期	毎年度4月初旬～下旬	
申請書類	奨学生願書・奨学生推薦調書・在学証明書・家庭状況調査票	
支給時期	第1期(4.5.6月分)・・・4月5日 第2期(7.8.9月分)・・・7月5日 第3期(10.11.12月分)・・・10月5日 第4期(1.2.3月分)・・・1月5日	
返還期間	学校卒業6ヵ月経過後から10年間	
大学等進学時の返還猶予	大学、大学院又はこれらと同程度の学校に進学した時は、願い出により返還を猶予することができる。	
申込先	豊岡市教育委員会事務局 教育総務課	
問い合わせ先	豊岡市教育委員会事務局 教育総務課 教育総務係(TEL 0796-23-1117)	
事業担当課・係	豊岡市教育委員会事務局 教育総務課 教育総務係	

事業名		豊岡市高校生通学バス定期補助事業
事業主体		豊岡市
事業概要・目的		豊岡市内の高校生が通学に利用するバスの定期券購入に要する費用の一部を補助することにより、高校生の定住及び公共交通利用促進を図ることを目的とする。
貸与・支給の別		支 給
対象者		豊岡市内に居住し、学校教育法(昭和22年法律第26号)に規定する学校で、同法第1条に規定する高等学校(同法第58条第1項に規定する科を除く。)と同等の課程と市長が認める課程に在学する学生を養育する保護者。ただし、学生が成人である場合は学生本人が補助対象者となることもできる。
対象学校	県内の学校	学校教育法(昭和22年法律第26号)に規定する学校で、同法第1条に規定する高等学校(同法第58条第1項に規定する科を除く。)と同等の課程と市長が認める課程の学校。
	県外の扱い	豊岡市内に居住しているものであれば、県外の高等学校に在学していても対象となる。
採用要件	学力要件等	なし
	収入基準	なし
	保証人	なし
併給禁止等		本補助以外に同様の補助又は応分の給付がある者は補助対象としない。
支給額	入学時	なし
	月 額	1月当たりの通学バス定期券の購入金額が1万5千円を超える場合に、その超える額。
貸付利息		—
申請時期		随時
申請書類		①交付申請書②学生証または在学証明書
支給時期		随時
返還期間		—
大学等進学時の返還猶予		—
申込先		豊岡市都市整備課、各振興局
問い合わせ先		豊岡市都市整備課(TEL 0796-23-1712)
事業担当課・係		豊岡市都市整備課

事業名		香美町高等学校生徒下宿費補助金交付制度
事業主体		香美町
事業概要・目的		香美町内の高等学校の存続発展と地域の活性化に資することを目的に、在学する生徒が香美町内に下宿する場合に補助金を交付し、その生徒の保護者の経済的負担の軽減を図り、連携中学校以外の遠方から入学を希望する生徒の増加を図る。
貸与・支給の別		支給
対象者		高等学校までの通学が遠距離等により困難なため、香美町内にある下宿へ入居する生徒のうち、下記の事項にいずれも該当し、かつ、当該高等学校長が認める生徒の保護者 ・町内高等学校に修学する生徒 ・町内に住民票を有する生徒
対象学校	県内の学校	村岡高等学校
	県外の扱い	—
採用要件	学力要件等	公共交通機関による通学が困難であること、地域活性化のための教育活動に参画すること、など一定の要件あり。
	収入基準	なし
	保証人	なし
併給禁止等		他に実施している下宿費の補助金を受けていないこと。
支給額	入学時	なし
	月額	下宿代金から食費及び光熱水費を除いた額 ①生徒一人につき月額4万円を上限 ②下宿の貸主が、生徒に対して三親等以内の親族(生徒の祖父母、兄弟姉妹、伯叔父母)の場合は、生徒一人につき月額2万円を上限
貸付利息		—
申請時期		毎年4月末日。ただし、年度途中に下宿に入居する場合は、その事由発生後30日以内。
申請書類		①補助金交付申請書 ②下宿賃貸契約書(写) ③振込先口座情報 ④住民票を有することが確認できる書類(住民票など)
請求書類		①補助金請求書 ②下宿代金領収書(写)
支給時期		①4月分から7月分 9月中旬 ②8月分から11月分 1月中旬 ③12月分から翌年3月分 4月下旬
返還期間		—
大学等進学時の返還猶予		—
申込先		在学する高等学校を通じて香美町教育委員会へ
問い合わせ先		香美町教育委員会教育総務課(TEL 0796-94-0101)
事業担当課・係		香美町教育委員会教育総務課

事業名	兵庫県立浜坂高等学校の生徒に対するバス通学費の支援	
事業主体	新温泉町	
事業概要・目的	町内唯一の高等学校である浜坂高校に町民バスで通学する生徒に対し、通学定期券運賃の負担割合を1/4にする支援を行い、浜坂高校進学希望者の増加を図る。	
貸与・支給の別	支給	
対象者	浜坂高校に通学する生徒	
対象学校	県内の学校	兵庫県立浜坂高等学校
	県外の扱い	—
採用要件	学力要件等	なし
	収入基準	なし
	保証人	なし
併給禁止等	なし	
貸付利息	—	
申請時期	随時	
申請書類	①通学定期券申込書 ②学生証、在学証明書等	
支給時期	随時	
返還期間	—	
大学等進学時の返還猶予	—	
申込先	全但バス株式会社 湯村温泉営業所	
問い合わせ先	新温泉町 企画課(TEL 0796-82-5624) 全但バス株式会社 湯村温泉営業所(TEL 0796-92-0137)	
事業担当課・係	新温泉町 企画課 企画政策係	

市 町 名 丹 波 篠 山 市

事業名	高等学校遠距離通学費補助金(遠距離通学補助金)	
事業主体	丹波篠山市	
事業概要・目的	市内の高等学校に在学する生徒の遠距離通学に要する経費の一部を補助することにより、市内高校の振興及び定住促進を進めるため	
貸与・支給の別	支 給	
対象者	①丹波篠山市内に住所があり、篠山東雲高等学校に通学する生徒の保護者 ②市税を滞納していない者 ③公共交通機関を利用して通学し、当該通学に係る定期乗車券の月額利用が15,000円を超える場合	
対象学校	県内の学校	高等学校 学校教育法(昭和22年法律第26号)に定める市内の高等学校
	県外の扱い	—
採用要件	学力要件等	なし
	収入基準	なし
	保証人	なし
併給禁止等	なし	
支給額	入学時	なし
	月 額	【在学期間中1回に限る】 10km以上は、25,000円 15km以上は、50,000円 20km以上は、100,000円 上記通学距離にかかわらず、通学困難な箇所(峠)がある地域(後川、西紀北、今田)は一律100,000円
貸付利息	—	
申請時期	5月	
申請書類	高等学校遠距離通学費補助金交付申請書兼在学証明書	
支給時期	6月	
返還期間	—	
大学等進学時の返還猶予	—	
申込先	丹波篠山市 創造都市課 定住促進係	
問い合わせ先	丹波篠山市 創造都市課 定住促進係 (TEL 079-552-5106)	
事業担当課・係	創造都市課 定住促進係	

事業名	丹波市連携型中高一貫教育高校バス通学費補助事業	
事業主体	丹波市教育委員会	
事業概要・目的	丹波市連携型中高一貫教育高校に在籍する生徒又はその保護者に対し、丹波市内の路線バスの通学定期券の購入費用の一部を補助することにより連携型中高一貫教育の推進に寄与する。	
貸与・支給の別	支 給	
対象者	次の①～③の全てに該当する者 ①市内の一貫教育高校へ通学する生徒又はその保護者で、当該生徒の通学のために路線バスの通学定期券を購入する者 ②丹波市に住所を有し、現に居住し、かつ、生活の本拠を有する者 ③通学定期券を購入するにあたり、当該通学定期券の購入費用を対象とする他の補助を受けていない者	
対象学校	県内の学校	丹波市連携型中高一貫教育高等学校(兵庫県立水上市高等学校)
	県外の扱い	—
採用要件	学力要件等	なし
	収入基準	なし
	保証人	なし
併給禁止等	当該通学定期券の購入費用を対象とする他の補助を受けていない者	
支給額	入学時	—
	月 額	路線バスの1年通学定期券の定価の1月あたりの額から8,000円を控除した額に定期券購入月数を乗じた額 (ただし、定期券の購入数は12月を限度とする)
貸付利息	—	
申請時期	定期券購入時又は定期券購入後随時	
申請書類	①申請書兼委任状②在学を証明する書類③住所を証明する書類	
支給時期	定期券購入時又は定期券購入後随時	
返還期間	—	
大学等進学時の返還猶予	—	
申込先	神姫グリーンバス株式会社篠山営業所、株式会社関西旅行社(取次店)	
問い合わせ先	丹波市教育委員会事務局 学事課 学事係(TEL 0795-70-0880)	
事業担当課・係	丹波市教育委員会事務局 学事課 学事係	

市 町 名 洲 本 市

事業名	洲本市奨学金	
事業主体	洲本市教育委員会	
事業概要・目的	意欲及び能力を有するにもかかわらず経済的な理由によって修学が困難な者に対し、修学に必要な資金を支給する。	
貸与・支給の別	支 給	
対象者	①本人及びその保護者が市内に住所を有していること。 ②高等学校等に在学していること。 ③人物及び学力が優秀であり、学校長の推薦があること。 ④生活保護法の規定による保護を受けている世帯に属していないこと。	
対象学校	県内の学校	学校教育法第1条に規定する高等学校、中等教育学校の後期課程、特別支援学校の高等部又は高等専門学校に在学していること。ただし、高等学校等に在学している期間が正規の修業年限を超えていない者に限る。
	県外の扱い	同上
採用要件	学力要件等	人物及び学力が優秀であり、在学する学校長の推薦があること。
	収入基準	なし
	保証人	なし
併給禁止等	なし	
支給額	入学時	なし
	月 額	10,000円
貸付利息	—	
申請時期	8月初旬から9月初旬	
申請書類	①洲本市奨学生願書②奨学生推薦調書	
支給時期	学期ごとに分割	
返還期間	—	
大学等進学時の返還猶予	—	
申込先	洲本市教育委員会 学校教育課	
問い合わせ先	洲本市教育委員会 学校教育課 (TEL 0799-22-6266)	
事業担当課・係	洲本市教育委員会 学校教育課	

市 町 名 淡 路 市

事業名	特定奨学等基金奨学金事業	
事業主体	淡路市教育委員会	
事業概要・目的	高校就学意欲が強いにもかかわらず、経済的理由により高校等に修学困難と認められる高校等に通う生徒に対し、入学準備等に係る費用及び通学費を支給する。 県との併給可。	
貸与・支給の別	支 給	
対象者	生徒及び保護者が淡路市に住所を有する者 ・奨学金 高校等の第1学年 ・通学助成 高校等の第1学年～第3学年	
対象学校	県内の学校	①全日・定時・通信制課程高等学校 ②高等専門学校 ③盲・聾・養護学校(現特別支援学校)の高等部 ④専修学校高等課程
	県外の扱い	上記と同様(ただし、生徒及び保護者が淡路市に住所を有すること)
採用要件	学力要件等	なし
	収入基準	保護者(父母)の申請年度の市民税が非課税であること。納税状況の確認有
	保証人	なし
併給禁止等	生活保護受給世帯は支給不可	
支給額	入学時	奨学金 一人につき10万円を一括支給
	月 額	通学助成 公共交通機関を利用した通学費用に対して一人上限5万円を、5万円に満たない場合は当該額を支給。7月と年度末に実績(交通費の分かる書類を提出)をもって支給。
貸付利息	-	
申請時期	・奨学金 6月1日～6月30日 ・通学助成 ①7月1月～7月31日 ②2月1日～2月28日	
申請書類	①申請書②申請調書③生徒及び保護者の世帯全員の住民票(続柄記入のもの)④保護者(父母)の申請年度の課税証明⑤在学を証する書類	
支給時期	・奨学金 7月下旬 ・通学助成 ①8月下旬 ②3月下旬	
返還期間	-	
大学等進学時の返還猶予	-	
申込先	淡路市教育委員会 学校教育課	
問い合わせ先	淡路市教育委員会 学校教育課 (TEL 0799-64-2519)	
事業担当課・係	淡路市教育委員会 学校教育課	